

令和7年度 徳島県内部統制評価報告書

徳島県知事は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

徳島県知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「徳島県内部統制に関する方針」を策定し、当該方針に則って、「財務に関する事務」に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものです。

2 評価手続

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」を踏まえ、「財務に関する事務」について、内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

評価手続に則って、評価を実施した結果、「財務に関する事務」に係る内部統制は、全体としては、評価基準日において有効に整備されており、また評価対象期間において概ね有効に運用されていたものの、一部の事務において運用上の重大な不備を把握したため、当該事務に係る内部統制は、一部有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

評価対象期間中に発生した運用上の重大な不備は次のとおりです。

- ・国庫補助金の申請漏れ
- ・国間接補助事業の年度内未完了

これらの不備については、発生所属において運用ルールを定めるなどの再発防止策を講じております。

5 付記事項

(1) 過年度の運用上の重大な不備

評価対象期間外に発生し、評価対象期間中に把握した運用上の重大な不備は次のとおりです。

- ・ 交付金の支出誤り
- ・ 河川占用料の請求漏れ
- ・ 委託料の自費払い

これらの不備については、発生所属において重層的なチェック体制の構築などの再発防止策を講じております。

今後とも各所属において、リスクの適切な認識・分析や日々の決裁、自己点検等を通じ、不備の把握や改善・是正に努めるとともに、適正な手続に係る職員の意識向上や組織的なチェック体制の強化を図り、内部統制制度がより実効性のある制度となるよう全庁的に取り組んで参ります。

令和8年8月17日 徳島県知事 後藤田 正純